

## 第8章

### 台湾の環境保護運動

#### —1980年代以降の民主化・社会変動との関係を中心に—

寺尾 忠能

要約：台湾では1980年代からの政治的自由化、民主化の進展以降、環境保護運動が急速に拡大した。国民党政権の権威主義体制に抵抗する野党勢力との協力関係に注目しながら、台湾の環境保護運動の変遷を、2000年の民進党政権の誕生から2008年の国民党の政権復帰以後も含めて、時期区分した上で概観し、それぞれの時期の特徴を説明する。環境保護運動は、政治的自由化、民主化の過程では、権威主義体制下では政策に反映されなかった市民の日常的な不満の表出であった。民主進歩党に終結した野党勢力は、草の根の市民運動との連携により活動空間を広げた。民進党が政権獲得を目指し、2000年に実際に政権を獲得すると、環境保護運動と協力し続けることは困難となった。2008年の国民党の政権復帰以後は、農民運動との連携による環境保護運動再活性化が見られる。

キーワード：環境運動 民主化 台湾

#### はじめに

第二次世界大戦後、急速な産業化による経済発展と実現した台湾では、産業公害を初めとする様々な環境破壊も急速に進んだ。経済開発を優先する開発主義的な政策を採った国民党政権は、産業公害や環境破壊の進展を軽視し続けた。経済開発の推進と急速な経済成長によって正当化された権威主義体制下では政治的自由は抑圧され、市民の様々な不満は顕在化されなかった。この間、産業公害に対処する政策も試みられたが不十分なものに留まり、産業公害、環境破壊は拡大し続けた。1980年代前半から政治的自由化、民主化が進むと、各地で環境保護運動が発生した。それらの多くは、産業公害、環境汚染の被害者や大規模開発計画の影響を受ける地域住民が汚染発生源や開発主体に直接抗議する「自力救済」と呼ばれる激しい反対運動であった。「自力救済」運動では、裁判には訴えず、汚染源の工場や開発主体の企業、政府機関に対する座り込みや封鎖などの実力行使をしばしばともなった。

環境保護に関わる紛争の頻発は、その他の分野での社会運動や、さらなる政治的自由

化、民主化を求める運動と呼応して、拡大していった。対策を迫られた政府は、1987年に中央レベルで初めての独立した環境行政機関である行政院環境保護署を設立し、環境政策へ本格的に取り組む姿勢を示した。台湾の環境保護運動は、政治的自由化、民主化の過程で、政府に環境政策、環境行政を推進させる圧力として機能したことは明らかであった。

1980年代以後の台湾の環境保護運動の変遷、非国民党勢力との関係に着目しながら概観する。それによって、環境保護運動が政治的自由化、民主化の進展に果たした役割を明らかにしたい。

## I 政治変動と社会運動、環境保護運動

環境保護運動の変遷の前提条件として、以下では第二次世界大戦後の台湾の政治状況とその変動について簡単に説明する<sup>39</sup>。権威主義体制下では、様々な分野の社会運動が政治運動と同一視され、同様に弾圧されていた。1895年から第二次世界大戦が終結する1945年まで日本の植民地支配を受けた後、中国共産党との内戦に敗れた国民党政権が台湾に移転してきた。国民党政権は、植民地支配の後の権力の空白をうめた「外来政権」であり、台湾に政治的基盤を持たなかった。そのため、国民党政権は地方政治では植民地時代からの各地の有力者たち、地方派閥を取り込んで利益供与し、地域内の複数の有力派閥を競わせながら、特定の派閥の政治力が強大になりすぎないように操作することにより、各地方を政治的に支配した。中央レベルの議会にあたる立法院の選挙は長く部分的にしか行われず、1948年に中国大陸で行われた選挙で選出された立法委員（議員）が、議席に居座り続けた。地方レベルでは、首長と議員の選挙は行われ続け、上記のような地方派閥の取り込みによる支配を試みた。しかし、一部の非国民党員の地方議員や地方政府の首長の誕生をすべて阻むことはできなかった。

また、各地の草の根の社会団体については、国民党の系列に属する団体の下に統合することによって監視し、支配することを試みた。国民党政権は、社会のあらゆる部門で政権の支配に対抗しうる組織の存在を容認しなかった。国民党以外の組織が台湾全体に及ぶ政治的、社会的な影響力を持つネットワークを形成することを警戒した。

政府による社会団体の管理は、国民党政権が台湾に移転する以前、1942年に中国大陸で定めた「非常時期人民団体組織法」によるものであった。この法律は、社会団体と政党をあわせて人民団体とし、その管理を行うものであった。人民団体の活動する区域は、行政区域と一致することが求められた。また同一区域内に同じ性格、同じ活動分野を持つ複数の団体を設立することは許可されなかった。

<sup>39</sup> 以下、台湾の政治変動については、若林(1992)、若林(2008)等を参照。社会団体の管理については、寺尾(2001)、および Terao (2002a)を参照。

1970年代初め、台湾の中華民国政府は、国際社会における「中国政府」としての正統性の危機に直面した。1971年、中華人民共和国の国連加盟に反発して、中華民国は国連から脱退した。1972年にはアメリカ合衆国のニクソン大統領が中国を訪問し、米中が急接近した。また同年、日中国交回復にともない、台湾と日本は断交した。こうした正統性の危機への対策の一つが、政治的自由化、民主化であった。

## II 環境保護運動の変遷

台湾の環境保護運動は、他の社会運動と同様、権威主義体制からの民主化という大きな政治変動の流れから強く影響を受け、その形態を変えてきた。台湾の民主化過程における環境保護運動と政治変動との関係についての最も重要な先行研究である何明修(2006)を参照しながら、台湾の環境保護運動の時期区分を行い、それぞれの時期の特徴を説明する。

何明修(2006)は、台湾の環境保護運動を政治変動と関連づけながら、1980年から1986年までを「初期運動形成」期、1987年から1992年までを「自由化」期、1993年から1999年までを「民主化」期、2000年から2004年までを「政権交代」期に、時期区分している<sup>40</sup>。何明修(2006)を参考に、1980年以前と2004年以降も含めて、あらためて時期区分を行い、それぞれの時期の環境保護運動を特徴づける。

### 1. 1980年以前

1980年以前にも、局地的な環境汚染に対する地域住民の不満の表出は存在したが、小規模な例外的なものであった。自然保護、生態系保護の運動については、一部の学者、研究者が保全の必要性を表明し、啓蒙的な活動や政策提言を始めていたが、大衆的な運動として拡大するのは1980年代からであった。1970年代には、組織的な環境保護運動はあまり見られないが、環境保護に対する市民の不満の一部が、公然と表明され、政策に取り入れられるチャンネルがわずかに存在した。

立法院で1969年に行われた欠員補充選挙、1972年から始まった台湾選出枠を設けての3年ごとの改選をとまなう補充選挙で、台湾地区選出の立法委員が誕生し、公開の場である立法院で発言する機会が得られた。立法院の圧倒的多数は中国大陸で1948年に選出された非改選議員たちであったが、台湾で新たに選出された立法員たちは各地で発生していた環境問題を盛んに取り上げ、政府の対策を求め、法制度の整備等で一定の成

---

<sup>40</sup> 施信民(2006)は、1987年の戒嚴令解除直後までの環境保護運動を、1970年代から1985年までを「萌芽的時期」、1985年から1988年までを「快速興起的時期」に時期区分し、それ以後の発展を中心に回顧している。施信民は化学工学者、反原発運動家で、台湾環境保護聯盟の初代会長だった。

果を勝ち取った。当時は言論の自由が著しく制限されており、環境問題がマスメディアで取り上げられることもまれだった。しかし立法院内での発言を完全に統制することはできなかった。彼らの多くは、与党国民党員であったが、非改選議員と異なり、台湾社会に基盤を持ち、一部は3年ごとの選挙で市民の支持を得るためにその不満の受け皿となる必要もあった。環境汚染による生活環境の悪化は、政策課題として取り上げられない日常的不満の代表的なものであったと考えられる。社会学者、蕭新煌は、1970年代の台湾選出の立法委員らの活動は後の環境保護運動を先取りしており、彼らを台湾における環境保護の先駆者であったと評価している<sup>41</sup>。また、彼らが環境保護の法制度の整備を求めたことが、1974年の水污染防治法、1975年の空気汚染防制法等、初期の環境法の制定につながった<sup>42</sup>。

## 2. 1980年から1987年

1980年前後に始まる初期の環境運動の担い手も、当初は一部の学者、研究者であった。1979年のアメリカのスリーマイル島原発事故に衝撃を受けた学者らによる反原発運動は、最も初期に組織化された環境保護運動であった。台湾ではすでに1968年から原子力発電所の建設が始まり、第一原子力発電所と第二原子力発電所が1970年代末までに運転を開始していた。第三原子力発電所の建設も1975年に決定していた。第一から第三までの原子力発電所はいずれも戒厳令下で建設が決定されており、建設決定の段階で建設地の住民からも反対運動を行うことはできなかった。学者らによる反原発運動が始まった後も、周辺地域の住民たちと連携することは、当初は難しかった。学者らの啓蒙的な運動はマスメディアに大きく取り上げられることは少なく、一部の雑誌等における言論活動がその中心であり、その社会的な影響力は限られたものであった。

先行した学者らの環境保護運動を地域住民の草の根の反公害運動に結びつけたのは、組織化されつつあった野党勢力であった。1986年の民主進歩党（民進党）が結成されるまで、合法的な野党は存在しなかったが、地方議会を中心に国民党に属さない「党外人士」と呼ばれる政治家たちが活動していた。党外の人々は、台湾全体に及ぶネットワークを作って連携することは、国民党の権威主義体制を脅かす存在となると恐れがあると見なされ、容認されなかったが、各地で地域住民の要求や政権に対する不満の受け皿となり、活動することができた。民進党の結党以前から、党外の人々の活動は活発化し、様々な社会運動との実質的な連携が行われつつあった。党外勢力に対する最後の大規模

<sup>41</sup> 蕭新煌(1983a)、蕭新煌(1983b)、蕭新煌(1983c)、および蕭新煌(1987)を参照。当時の公害問題はマスメディアに取り上げられる機会も少なく、『立法院公報』に収録された議事録の立法委員らの発言は、各地ですでに発生していた様々な環境問題の記録としても重要である。

<sup>42</sup> 1974年の水污染防治法制定の過程での台湾選出の立法委員の役割については、寺尾(2015)を参照。

な弾圧事件となった1979年の美麗島事件（高雄事件）の後も、草の根の指示を受けた党外の人々の活動を抑え込むことはできなくなっていた。党外勢力の重要な主張は、政治的自由の拡大と民主化であった。すでに建て前に過ぎなくなっていた中国の唯一の正当な国家であり、中国大陸との「統一」を目指すという党是を主張し続けざるをえなかった国民党に対して、台湾住民による自決権の獲得と、その結果としての「台湾独立」の主張が、非国民党勢力の求心力となっていた。

台湾社会に基盤を持たなかった国民党政権は、台湾住民の様々な不満を、潜在的に政治的な危険をもたらす要因と見なして弾圧せざるをえず、その表出を容認することによって適切な対策を講じ、不満を十分に解消させることができなかつた。一方、台湾社会に土着的な基盤を持つ党外勢力は、選挙などの制度的な舞台で勢力を拡大する機会が限られる中で、社会の様々な不満を取り入れることによって、政治的な勢力の拡大を目指した。こうして、多くの草の根の社会運動が、党外勢力と連携を結び、党外勢力が事実上、様々な社会運動の中心となり、それらを繋ぐ役割を果たした。

美麗島事件以後、党外勢力にも「新潮流」とよばれる新しい世代が勢力を強めた。新潮流の構成員には、人権運動や労働運動等、一部の社会運動団体の人員が加わっていた。環境保護運動では、党外勢力の人々によって1981年に創刊された『生活與環境』と1983年に創刊された『前進周刊』等の雑誌で環境問題が大きく取り上げられ、学会や学者の啓蒙活動と社会運動とを繋ぐ役割を果たした<sup>43</sup>。

一方でこの時期、環境汚染の被害を受けながら不満を抑え込まれていた地域や、新たな開発計画が持ち込まれた地域の地域社会で、「自力救済」という形で反対運動が発生し初め、各地に広がりつつあった。自力救済は、環境汚染や大規模開発計画に抗議する環境保護運動だけではなく、市民が様々な要求を実現しようとする自発的な草の根の運動全体について用いられたが、環境保護運動はその代表的なものであった。自力救済の環境保護運動では、集団での陳情、補償金・賠償金の獲得、汚染源に対する実力行使による封鎖、一部の設備の破壊等に特徴が見られる<sup>44</sup>。

この時期の代表的な環境保護運動、紛争としては1981年7月に彰化県花壇郷で農民116人が排煙による稲作に対する長年の被害について煉瓦工場8社を相手取り訴訟を起こした事件、1982年から1986年台中県大里郷の三晃農薬の排気、排水に対する長期にわたる抗議事件、1985年から1987年彰化県の濱海工業区へのデュポン社二酸化チタン製造工場進出計画に対する反対運動、1983年から1988年新竹市水源里の李長栄化工の化学工場からの排気、排水による汚染に対する数年にわたる住民の抗議、工場封鎖事件

<sup>43</sup> 民進党結党以前の党外政治勢力と環境保護運動の連携については、何明修(2006)を参照。

<sup>44</sup> 「自力救済」全般については、呉介民(1990)、張茂桂等(1992)等、反公害、環境保護における自力救済については、蕭新煌等(1988)、寺尾(1993)、丘昌泰(1995)、Tang and Tang (1997)、Hsiao(1999)、陳(1999)、Terao (2002b)等を参照。

等があげられる<sup>45</sup>。反原発運動でもこの時期、台北県貢寮郷での第四原子力発電所建設計画に対する反対運動の組織化され、学者らとの連携が進みつつあった。

環境保護運動の組織化という側面で最も重要だったのは、三晃農薬に対する抗議事件であった。この運動の過程で1986年7月、初めての合法的な反公害、環境保護団体である「台中縣公害防治協會」が設立された。この団体を組織したのは、地元の高校の美術教師ら国民党員であり、党外勢力はその中心ではなかった。新竹市の李長栄化工への抗議事件の中心人物も、地元の農会（農業協同組合に相当）の幹部であり、国民党員であった。彼らはいずれも地域の有力者であり、彼らが運動を組織したことにより、政権による暴力的な弾圧が行われにくかったと考えられる。それらは運動の組織化の前例となり、各地での環境保護運動団体の組織化につながった。

以上に見たように、この時期、政治的自由が容認されていくにつれて、学者、知識人の啓蒙的な活動と、環境汚染の被害を受けた地域、大規模開発計画により潜在的に被害を受ける地域の住民による草の根の運動が結びついた。その結果、環境保護運動の組織化が進んだ。その動きの背景で、党外の政治勢力が力を付け、知識人や地域の運動の支持を受けようとした。環境保護運動を初めとする社会運動が、政治的自由化、民主化を目指す党外勢力の政治活動と協力し、互いに利用しながら、それぞれの活動可能な空間を広げていったと考えられる<sup>46</sup>。

### 3. 1987年から1994年

1987年7月、国民党政権は長期戒厳令を解除した。戒厳令解除により政治的自由の抑圧、環境汚染に対する抗議運動の一方的な弾圧は難しくなった。同年8月、行政院衛生署内に設置されていた環境保護局を昇格させ、行政院環境保護署を設立した。中央政府における環境政策を担当する部署としては、権限の分散が完全に解消されたわけではないが、独立した行政機関としてそれまでよりも強い権限が与えられた。

戒厳令解除、行政院環境保護署設立の前年、1986年から高雄市の国営中国石油の石油精製所で第五ナフサ分解プラント建設計画に対する反対運動が激化していた<sup>47</sup>。この時期、中国石油の他にも、台湾電力などの有力な国営大企業の既存のプラントからの環境汚染や、新たな大規模開発計画に対する反対運動が各地で発生していた。1980年代初めまでは、国営大企業に対する抗議運動は政治的な運動と見なされ、弾圧されて表面化しなかった。また、民間大企業である台湾プラスチック社の第六ナフサ分解プラント

<sup>45</sup> それぞれの事件については、寺尾(1993)、Terao (2002b)等を参照。

<sup>46</sup> 若林(1992)は、このような社会運動と政治的自由化、民主化の相互作用を「自由の隙間」の拡大とよんだ。

<sup>47</sup> 「五輕」とよばれる、中国石油の第五ナフサ分解プラント建設計画反対運動については、寺尾(1993)、何明修(2006)等を参照。

の宜蘭県での建設計画に対する反対運動を野党民進党員の県長（県知事）が支持し、計画が頓挫した。その結果、台湾プラスチック社は1990年1月、台湾内での計画を見直し、中国大陸に大規模プラント投資を目指すと発表した。すでに頓挫していたデュポン社の二酸化チタン工場建設計画等も含め、環境保護運動は台湾における大規模プラント建設計画を中止させ、経済の空洞化をもたらしつつあり、経済界と国民党政権にとって大きな脅威となっていた。

また、政治的な弾圧が直接的には行われにくくなったことで、各地で地域住民の環境汚染に対する不満が表面化した。地域住民の不満の受け皿となるべき地方政府は公害問題を解決する行政能力が十分になく、その経験も乏しかったため、公害紛争が各地で頻発し続けた。反公害運動、大規模開発反対運動は、戒厳令期と同様、司法に訴えることはあまりなく、自力救済の運動が主流であった。依然として自力救済による実力行使は非合法であったが、戒厳令期とは異なり一方的な弾圧は行われなくなった。国民党政権は、それらの抗議運動を事実上、容認した。人民団体法の1989年1月の改正により、社会運動団体の統制は緩和され、環境保護団体を含む社会運動団体の設立は特に制限されなくなった。全国的な環境保護運動のネットワークとして台湾環境保護聯盟は1987年11月に結成された。台湾環境保護聯盟の設立の中心となったのは、反原発運動を続けてきた学者、知識人であったが、各地の反公害運動団体、反大規模開発運動団体とのネットワーク化した最初の環境保護運動団体であった。

1986年9月、野党民進党が正式に設立され、党外の政治勢力が結集し、台湾全体におよぶ非国民党系の政治勢力が初めて合法化された。民進党は党勢の拡大のため、各地の環境保護運動との連携を強めた。反原発運動を初めとして、環境保護運動団体の政治化、民進党の一部の政治家との関係の強化がこの時期さらに進んだ。民進党は、運動団体が主張する環境保護政策を推進するよう、国民党政権に対する圧力をかけた。政権の側でも、上記のように環境行政組織の整備を進め、野党の要求の一部を先取りして、環境政策の推進を図った。1987年8月の行政院環境保護署設立後、法制度の整備、改正が進められた。1988年には廃棄物清除法の改正、1989年には野生動物保育法の制定、1991年には水污染防治法の改正、1992年には大気汚染防制法と噪音管制法の改正、公害糾紛処理法の制定等が行われた。公害紛争処理については、公害糾紛処理法制定により公害紛争の行政的仲裁制度が導入された。

この時期の代表的な事件としては、まず上記の高雄市での第五ナフサ分解プラント建設反対運動があげられる。既存の石油精製、石油化学プラントからの汚染により長年にわたって被害を受けていた周辺住民が、第五ナフサ分解プラントを増設する計画に対して反対した運動であった。建設計画の発表は1986年7月であった。同年末から反対運動が始まり、住民らは1990年秋まで約2年間にわたって工場の正門をバリケードにより封鎖し続けた。国営企業である中国石油は、周辺地域への補償のために設立した基金

に多額の寄付を行って住民を懐柔した。また多額の公害防止投資を約束し、ナフサ分解プラントの建設は1990年9月から行われた。この他に大規模な事件としては、1988年9月の林園事件があげられる。高雄県の林園コンビナートで、大雨により排水処理場の貯水槽から汚水が漏出する事故が発生し、周辺の7つの村で農業、養殖業が被害を受けた。周辺住民は巨額の補償金を要求し、工場になだれ込んで、コンビナートを操業停止に追い込んだ。地元選出の立法委員の斡旋により、中央政府の經濟部と住民の話し合いが行われ、コンビナートに立地する18社が多額の損害賠償を支払うこと、住民の法的責任を一切追及しないことで合意した。この事件は、戒厳令解除後を代表する大規模な公害紛争事件となった。

このようにこの時期は、各地で分散的、散発的に発生する様々な規模の公害紛争が起きたが、それらをすべて統合し、組織化するようなネットワークが形成されることはなかった。一方で、既存の環境保護運動団体と野党民進党との結びつきはさらに強化された。政権の側は、環境行政の組織と制度を整備し、公害紛争処理制度を導入し、対策を本格化させた<sup>48</sup>。環境行政による産業公害等の取り締まり、企業の対策の誘導等は、汚染排出を削減し生活環境を改善する目立った効果をすぐに上げることは困難であったが、対策に取り組む政府の姿勢を示し、野党の要求を先取りすることに一定の成功を収めたといえる。

#### 4. 1994年から2000年

行政院環境保護署による調査では、大規模な公害紛争の発生件数のピークは1991年前後であり、以後は沈静化している。環境行政組織、制度の整備による各種汚染の排出規制はすぐには実効性を示さなかったが、政治的自由化、民主化の進展により、公害紛争に到る以前に、地方政府や政治家、マスメディア等、様々な媒介、公害紛争処理、苦情処理等の様々な手段により、解決される場合が増えたと考えられる。環境保護運動の社会運動としての性格を見ても、政策決定や大規模開発計画に対して、市民として意見を表明し、利害を反映させるための手段が開かれ、直接的な抗議運動とは異なった形をとった運動を展開することが可能となった。

具体的には、個別の開発計画に関しては1994年に制定された「環境影響評価法」により制度化された環境影響評価が重要であった<sup>49</sup>。政策決定の過程への市民が参加する機会は、依然として限られていたが、運動団体に参加する学者が専門家として政府の委員会等に参加し、運動団体の意見を政策に反映するという手段が開かれた。行政院環境

<sup>48</sup> 公害紛争処理制度の概要と運用実績については、行政院環境保護署の25周年を記念して出版された、黄萬居編(2012)にまとめられている。

<sup>49</sup> 環境影響評価制度が環境保護運動に与えた影響については、Tu and Lee (2008)、杜文苓(2010)、湯京平・邱崇原(2010)、寺尾(2013)等を参照。



保護署の環境品質諮問委員会等で、専門家が参加して運動団体の意見を反映させることが可能であった。野生動物保育法の1994年改正では、野生動物保育諮問委員会に環境保護運動団体の代表が参加することとなった。この改正により、野生動物に重大な影響を与える大規模開発プロジェクトに対し、環境保護団体が意見を述べるのが可能となった。

非国民党勢力と環境保護運動の連携は、この時期から弱まりつつあった。民進党は、すでに1980年代から宜蘭県等の一部の地方政府の首長選挙で勝利していたが、この時期はさらに台北市、台北県、台南県、台中県、高雄市等で首長の座を獲得していた。地方選挙での支持の獲得のため、民進党員の首長の一部も、地元の大規模開発計画を推進する立場を明確にした。1993年から2001年まで台南県長だった陳唐山はその代表的な例である。一方、1997年から2001年まで台中県長を務めた民進党の廖永來は、前述の台中県公害防治協会の初期の会員であり、環境保護派に近い立場にあった。1994年にドイツのバイエルン社が発表した台中県に二酸化チタンを生産する大規模プラントの進出計画に対して、廖永來は慎重な立場を取り、受け入れの可否は住民投票で決定すべきと主張した。住民投票で受け入れを拒否されることを恐れたバイエルン社は、台中県への進出計画を断念した。その後2000年に台湾経済の停滞が深刻化し、2001年の台中県長選挙ではバイエルン社の大規模投資計画を断念させたことが争点となり、廖永來は国民党の対立候補に敗れ、再選を果たすことができなかった<sup>50</sup>。この台中県長選挙での敗北は、民進党の環境保護に対する立場に大きな影響を与えたと考えられる。中央の民進党も、政権の獲得を目指すため、経済界との関係強化を図った。経済界にも、国民党政権に反発し、台湾独立派を支持する有力な企業家が何人も存在した。1996年、環境保護を主要な主張とする台湾緑党が結成されたが、民進党が環境保護運動と距離を置いたことと関係していると考えられる。

## 5. 2000年から2008年

2000年に陳水扁が総統に就任し民進党が政権党になると、民進党と社会運動との関係も大きく変化した。民進党は第四原発の建設中止を主張し続けていたため、陳水扁は就任直後に建設の中止を決定した。しかし、立法院では依然として多数を占めていた国民党の協力が安定した政権運営に必要なため、陳水扁は国民党員の退役軍人を行政院長（首相）に指名していた。第四原発建設中止の決定に反発して行政院長が辞任し、国民党の立法院での協力も見込めなくなり、陳水扁政権は第四原発建設中止を撤回せざるをえなくなった。陳水扁は、国民党政権下ですでに建設が進行していた第四原発の建設継続は容認するが、長期的には脱原発を目指すこととして、長年にわたって協力して

<sup>50</sup> 台南県、および台中県の地方政治と環境運動、環境行政については、寺尾(2005)等を参照。

きた環境保護運動との関係を維持しようとした。

環境保護運動は、以上のような政権交代の影響を強く受けた。各地の環境保護運動団体を繋ぐ重要なネットワーク団体であった台湾環境保護聯盟の創設者たちは、反原発運動を続けてきた学者たちが中心であった。彼らの多くは台湾独立派でもあり、脱原発の一時的な後退を受け入れ、民進党との関係の維持を優先した。その結果、一部の環境保護派の学者らは政権内に取り込まれ、環境保護署長等の政権幹部のポストに就任した。彼らの活動により政権内で環境保護派の意見を政策に反映させることは、国民党政権下よりも容易になったが、各地の環境保護運動のネットワークとしての台湾環境保護聯盟の求心力は低下した。台湾独立よりも環境保護の草の根の活動に重点を置く活動家らは、民進党政権に取り込まれた運動団体からは距離を置き、独自の活動を模索した。

一方で、国民党の李登輝政権末期に進んだ司法改革によって、行政訴訟が容易になった。さらに、環境影響評価法の度重なる改正により、大規模開発に影響を受ける地域住民や社会運動団体が意思決定に制度的に参加する可能性がさらに広がった。2002年には、国民党政権時代から懸案だった環境基本法が制定され、「公民訴訟」を可能にする条文が盛り込まれた。公民訴訟の条項は、1998年の空気汚染防制法の改正で初めて盛り込まれ、その後、2002年に水污染防治法、2003年に環境影響評価法にも、それぞれの改正で取り入れられた。公民訴訟では、既存の汚染や新たな開発の影響を直接受ける周辺住民等の関係者ではなくても、関心を持つ市民や団体が公益を守るために、社会全体を代表して訴訟を起こすことを可能にする制度である<sup>51</sup>。

1990年代初めまでの環境保護運動の主要な「手段」であった自力救済は形を変え、合法的なデモや座り込みと、環境影響評価制度や行政に対する働きかけを用いた制度的な手段と組み合わせて行われるようになった。この時期から、大規模開発プロジェクトに対する反対運動の多くで、環境影響評価と行政訴訟が用いられることが多くなった。

この時期の代表的な紛争としては、中部科学工業園区第三期建設計画反対運動があげられる。政府によるハイテク産業推進の国家プロジェクトである中部科学工業園区の建設は2003年から始まり、第1期の開発計画の台中地区（台中市）、第2期の虎尾地区（雲林県虎尾郷）、台中地区（台中市）は先行して完成していた。第1期と第2期開発計画の環境影響評価は、それぞれわずか2、3週間で通過した。第3期の后里地区（台中県）と第4期の二林地区（彰化県）の開発計画でも、政府は環境影響評価のすみやかな実施を試みたが、地元住民と環境保護運動団体が厳しく反対した。2005年に始まった第3期計画の環境影響評価では、すべての過程に地元住民と環境保護団体が参加し、反対意見を述べた。この過程で、環境保護運動団体と民進党の立法委員らが政府に働きかけて、2007年5月と9月に、環境影響評価の手続きで初めて「聴証会」が開催された。聴証

<sup>51</sup> 寺尾(2013)を参照。「公民訴訟」を用いた実際の訴訟の事例は、葉(2010)で取り上げられている。

会は、通常の公聴会のように単に市民の意見を聞くだけの説明会ではなく、より公式の行政手続にあたり、そこでの主催者の発言は行政訴訟の対象となりうる。聴証会が実施されることによって、環境保護運動の利害が、制度的な手段によって政策に反映させることが容易になった。中部科学工業園区の問題の次の時期にまたがる部分については後述する。

## 6. 2008年以降

2008年1月の立法院選挙で国民党は4分の3を超える議席を獲得し、3月の総統選挙でも大勝した。2008年5月に、馬英九が総統に就任し、国民党が政権に復帰した。2期8年にわたった民進党政権は一度も立法院で多数を占めることができず、政権運営に苦しみ、社会運動からの期待の多くも失望に変わった。政権末期には、陳水扁総統の金銭スキャンダルがあり国民の失望が広がり、環境保護運動をはじめとする社会運動団体の多くも政治から距離を置いた。

民進党政権の失速を受けて政権に復帰した国民党政権は、立法院での圧倒的多数を背景に自由な政権運営が可能であったが、2009年8月の「八八水害」への対応の遅れ、アメリカ産牛肉の輸入問題への対応等、復帰直後から多くの失政を続け、グローバルな金融危機による失業率上昇や所得分配の悪化の影響も受け、早々に国民の支持を失った。しかしこの時期、立法院選挙、総統選挙での大敗により、民進党には国民党政権を牽制する政治的影響力がなかった。こうした状況下で社会運動が再び活性化した<sup>52</sup>。政権与党の圧倒的な優位により市民の意見が政策に反映されにくくなり、野党も弱体化した状況で、市民社会が野党に代わって公共的な利益を代表して発言し、政権与党を牽制する役割を果たすという傾向が見られるようになった。その際の代表的な政策課題が、2010年前後から表面化した土地徴収問題と、大規模開発による環境破壊問題であった<sup>53</sup>。政治学者、呉叡人は2008年以降の市民社会と社会運動の動きを「逆説的な民主主義の定着」とよんでいる。

2010年6月から7月、苗栗県大埔の農地を科学工業園区の開発のために強制収容が行われ、農民と環境保護運動団体がこれに激しく反発した。この運動が、同様の問題が発生している各地で、農民と環境保護運動団体の連携がさらに進むきっかけとなった。前述の中部科学工業園区の開発計画でも、影響を受ける農民と環境保護運動団体が協力し、環境影響評価制度の手続きを使った反対運動が続けられた。2008年1月に台北高等行政法院が中部科学工業園区第3期開発計画の環境影響評価通過の決定を無効とした。拙速な手続きに不備があったと認定された。同年3月に環境影響評価を担当した行政院環境保護署が最高牛生法院に上告し、係争中を理由に同計画の工事の停止に応じな

<sup>52</sup> 2008年の国民党政権復帰後の市民社会と社会運動については、呉(2012)を参照。

<sup>53</sup> 農地の徴収に反対する運動については、台湾農民陣線編(2012)等を参照。

かった。そして2010年1月、最高行政法院は行政院環境保護署の上告を棄却し、環境影響評価手続きの無効が確定した。しかし、最高行政法院のこの決定に対して環境保護署長が激しく反発し、手続きの正統性を主張した。行政院環境保護署は決定を無視し、環境影響評価はやり直されず、中部科学工業園区第3期開発計画の工事は継続された。

この他、2009年からの彰化県での国光石油科学の工場建設反対運動でも環境影響評価の手続きが利用され、前述の中部科学工業園区第3期開発計画と同様、公聴会に加えて聴証会が2010年12月に行われた。この開発計画も中部科学工業園区と同様、国策会社による国家プロジェクトであった。しかし、聴証会では建設反対派に十分な発言時間が与えられず、さらなる反発を招いた。2011年1月の第4回環境影響評価審査委員会の会場となった台北の行政院環境保護署を反対派が取り囲んだため、手続きを終了することができなかった。この混乱を受け、2011年4月に国光石油化学の彰化県での工場建設計画は中止に追い込まれた<sup>54</sup>。この他、労働運動、女性運動、市民メディア運動、学生運動等、多様な社会運動が活性化し、公共空間での発言やデモが盛んに行われた。環境保護運動もそれらの社会運動と連携し、影響を与えながら再活性化した。

### Ⅲ まとめと考察

以上、1980年代以降を中心に、台湾の環境保護運動の変遷を、非国民党系の政治勢力との関係に着目しながら概観した。環境保護運動は、非国民党勢力を中心とした政治運動と協力することにより活動を活発化させ、両者の相互作用による活動空間の拡大が、政治的自由の拡大と民主化の進展にもつながったと考えられる。この動きに、自力救済運動の拡大という、政治的自由の拡大による草の根の不満の噴出が加わって、一部では社会的混乱を招き、政府が対策として環境政策の整備を迫られるという事態が出現した。非国民党勢力が野党民進党として結集し、政権与党を目指し、一部の地方政府で主張の座を獲得するまでに勢力を拡大すると、環境保護運動との関係は弱まった。環境保護運動の側でも、汚染源の封鎖等の実力行使以外の、より制度的な闘争手段が開かれるようになり、地方政府等による政策的な対応も行われるようになり、環境紛争の形での大規模な衝突事件の発生は減少した。民進党と環境保護運動との距離は、2000年の陳水扁の総統就任以後、さらに遠ざかった。ただし、民進党政権成立の直前の1990年代末から進行し、民進党政権下で実施された、行政訴訟制度と環境影響評価制度の改革は、環境保護運動にさらなる制度的な手段をもたらした。

2008年の国民党の政権復帰以後は、環境保護運動は農民運動等との連携を強めながら、再活性化する。馬英九政権の政権運営の失敗により、野党民進党に代わって環境保

<sup>54</sup> 国光石油化学の開発計画反対運動については、謝志誠・何明修(2011)、公民行動影音記録資料庫(2013)等を参照。

護運動等の社会運動が公共的な利益を代表して発言するという傾向が見られた。また、野党となった民進党も社会運動との連携、協力関係を再び強めていった。それは 1980年代、1990年代の協力関係とはまた異なる形であり、社会運動団体の政治的な影響力は以前よりもはるかに強まっている。

以上に見たように、環境保護運動は政治的自由化、民主化の過程で非国民党勢力と協力することで、それぞれが目的を実現し、その結果さらなる政治的自由化、民主化が進展していったと考えられる。民進党が政権時に近づき、さらに政権与党となったことで、環境保護運動等の社会運動との関係は弱まった。一方、司法制度改革と環境影響評価制度の整備により、環境保護運動はより制度的な手段で目的を実現することが可能になった。2008年の国民党の政権復帰以後は、環境保護運動が再度活性化し、環境政策の政策過程に対する影響力もさらに強まっている。

## 引用文献

<日本語文献>

- 呉叡人(2012).「社会運動，民主主義の再定着，国家統一市民社会と現代台湾における市民的ナショナリズムの再構築(2008～2010年)―」(若畑省二訳)，沼崎一郎・佐藤幸人編『交錯する台湾社会』，アジア経済研究所，311～365 ページ。
- 陳禮俊(1999).「台湾における環境社会の変化—自力救済と公害紛争を中心に—」，『東亜経済研究』，第 58 卷第 2 号，65～95 ページ。
- 寺尾忠能(1993).「台湾—産業公害の政治経済学—」，小島麗逸・藤崎成昭編『開発と環境—東アジアの経験—』，アジア経済研究所，139～199 ページ。
- \_\_\_\_\_ (2001).「台湾—抑圧の対象から『台湾化』の担い手へ—」，重富真一編『アジアの国家と NGO—15 カ国の比較研究—』，明石書店，330～353 ページ。
- \_\_\_\_\_ (2005).「台湾における民主化，地方分権化と環境政策—政策形成過程と執行をめぐる政治経済学—」，寺尾忠能・大塚健司編『アジアにおける環境政策と社会変動』，アジア経済研究所，169～212 ページ。
- \_\_\_\_\_ (2013).「台湾における環境影響評価制度の形成とその運用の政治問題化」，寺尾忠能編『環境政策の形成過程—「開発と環境」の視点から—』，アジア経済研究所，99～127 ページ。
- \_\_\_\_\_ (2015).「台湾における水質保全政策の形成過程—1974 年水污染防治法を中心に—」，寺尾忠能編『「後発性」のポリティクス—資源・環境政策の形成過程—』，アジア経済研究所，121～152 ページ。
- 葉俊榮(2010).「環境アセスメントにおける市民訴訟の運用—台湾における実践と検討—」，『新世代法政策学研究』，No. 6，4 月，29～50 ページ。

若林正丈(1992).『台湾—分裂国家と民主化—』,東京大学出版会。

——(2008).『台湾の政治—中華民国台湾化の戦後史—』,東京大学出版会。

<中国語文献>

杜文苓(2010).「環境決策中公民參與的省思—以中科三期開發爭議為例—」,『公共行政學報』,第35期,6月,pp. 29-60。

黃萬居編(2012).『管制考核及糾紛處理紀實』,台北:行政院環境保護署。

公民行動影音紀錄資料庫(2013).『公民不冷血—新世紀台灣公民行動事件簿—』,台北:紅桌文化。

何明修(2006).『綠色民主—台灣環境運動的研究—』,台北:群學出版。

丘昌泰(1995).『剖析我國公害糾紛』(環保政策叢書(1)),台北:淑馨出版社。

施信民(2006).「導言—台灣環保運動簡史—」,施信民編『台灣環保運動史料彙編 1』,新店:國史館,pp. 1-8。

台灣農民陣線編(2012).『土地正義的覺醒與實踐—抵抗圈地文集—』,台北:台灣農民陣線。

湯京平・邱崇原(2010).「專業與民主—台灣環境影響評估制度的運用與調適—」,『公共行政學報』,第35期,6月,pp. 1-28。

吳介民(1990).『政體轉型的社會抗議—台灣 1980 年代—』,國立台灣大學政治學研究所碩士論文。

蕭新煌(1983a).「從環境社會學談一般民眾和立法委員對環境問題的認知」,『中國論壇』,第15卷第8期,pp. 44-49。

——(1983b).「精英份子與環境問題『合法化』的過程—立法委員環境質詢的內容分析 1960-1981—」,『中國社會學刊』,第7期,pp. 61-90。

——(1983c).「立法委員與臺灣環境問題」,『中國時報』,1983年9月15日,第2面(蕭新煌[1987],pp. 297-305)。

——(1987).『我們只一個台灣—反污染、生態保育與環境運動—』,台北:圓神出版社。

——等(1988).『七〇年代反污染自力救濟的結構與過程分析』(環境保護政策分析叢書十一),台北:行政院環境保護署。

謝志誠・何明修(2011).『八輕遊台灣—國光石化的故事—』,台北:左岸文化事業有限公司。

張茂桂等(1992).『民國七十年代「自力救濟」事件之研究』,台北:行政院研究發展考核委員會。

<英語文献>

Hsiao, Hsin-Huang Michael (1999). “Environmental Movements in Taiwan,” in Yok-shiu F. Lee

and Alvin Y So (eds.), *Asia's Environmental Movements: Comparative Perspectives*,  
New York: M. E. Sharpe, pp. 31-54.

Tang, Ching-ping, and Shui-yan Tang (1997). "Democratization and Environmental Politics in  
Taiwan," *Asian Survey*, 37(3), pp. 281-294.

Terao, Tadayoshi (2002a). "Taiwan: From Subjects of Oppression to the Instruments of  
'Taiwanization,'" in Shin'ichi Shigetomi ed., *The State and NGOs: Perspective from  
Asia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, pp. 263-287.

\_\_\_\_\_ (2002b). "An Institutional Analysis of Environmental Pollution Disputes in  
Taiwan," *Developing Economies*, Vol. XL, No.3, pp. 284-304.

Tu, Wenling, and Yujung Lee (2008). "Does Standardized High-Tech Park Development fit  
Diverse Environmental Conditions?: Environmental Challenges in Building Central  
Taiwan Science Park," in *Proceedings of the 2008 IEEE International Symposium on  
Electronics and the Environment, San Francisco, May 19-22*, pp. 177-182.